

地域密着型通所介護及び総合事業通所型サービス

老人デイサービスしおかぜ 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人同仁会が開設する「老人デイサービスしおかぜ」（以下「事業所」という。）が行なう指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことによって、利用所の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名所 老人デイサービス しおかぜ
- ②所在地 木更津市岩根2丁目2261番10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

- ②従業者

生活相談員 サービス提供時間を通じて1名以上

介護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

看護職員 1名以上

従業者は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜から土曜日までとする。12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から17時までとする
- ③ サービス提供時間 午前9時15分から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次の通りとする。

1単位 15名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業実施地域を越えて行なう指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、その実費を徴収する。

3 食費+おやつ代は、610円徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の署名(記名捺印)を受けることとする。

7 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、木更津市の区域内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所介護の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらおうよう説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 1 被保険者証の提示
- 2 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- 3 利用料その他の費用の支払い
- 4 欠席する場合の連絡
- 5 その他所持品に対する注意事項
- 6 従業者へのハラスメント等をしないこと

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護事業者は現に指定通所介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行なうものとする。

(非常災害対策)

第12条 通所介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を執る。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(年2回以上)行なうものとする。

(サービス提供記録の記載)

第13条 指定通所介護を提供した際に、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならないものとする。

(苦情解決)

第 15 条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整理その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第 17 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止の為の措置に対する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする

(ハラスメント)

第 19 条 施設は、職場において行われるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 21 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

1 従事者の質の向上を図るため、次の研修を設ける。

(1) 採用時研修 採用後 1 年以内

(2) 階層別研修 随時

2 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスをさせることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

3 利用者定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならないものとする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人同仁会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施工する。

改定	平成 28 年 5 月 1 日
改定	平成 28 年 10 月 1 日
改定	平成 29 年 11 月 10 日
改定	平成 30 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 5 月 1 日
改定	令和 4 年 3 月 29 日
改定	令和 6 年 4 月 1 日